

## 道路工事施工承認申請手続きについて

### ◇ 道路工事施行承認申請とは

道路管理者以外の者が、道路管理者の承認を受けて道路構造物・道路施設について工事を行う際に必要な手続きのことを言います。（これをいわゆる道路法24条工事と呼びます。）この工事の完成後は、道路管理者が道路構造物・道路施設について引継をして、以後の維持・管理を行います。

例)

- ① 前面道路の歩道に切下げ（乗入）を新規に設ける場合又は歩道切下げ（乗入）の閉塞・移動・拡幅
- ② 住宅建設や宅地分譲の際に、全面道路に排水設備が整っていない場合の側溝・暗渠の整備
- ③ 市道の街路樹、道路照明灯、標識など支障移設工事

### ◇ 道路工事施行承認申請書の提出

・ 道路工事施工承認申請書

添付書類

- ・ 施工箇所位置図
- ・ 計画図面（平面図、断面図、その他）
- ・ 現地写真（施工箇所をマーキングしたもの）
- ・ その他必要図面

2部提出

（1部は承認書と一緒に申請者の控えとしてお返しします。）

申請手続きは、工事着手予定日の1週間前までに提出してください。

申請書の提出があれば、内容審査（道路構造物・道路施設として問題がない）を行った上で承認書を発行いたします。

また、工事に着手する前に『工事着手届』を提出してください。

### ◇ 工事が完成したら・・・

工事が完成したら速やかに、工事の着手前、施工中、竣工後の現場写真を添付して、『工事完成届』を提出してください。こちらで検査を行います。

※この申請は、道路管理者の代わりに道路工事・維持工事を行い、工事完了後（検査合格後）は道路管理者へ引き継ぎをし、以後の維持・管理は道路管理者が行うものです。よって、申請を行う前には道路の仕様・構造・条件（以下に示すような事案）を確認する為に、建設課へ協議を必ず行ってください。こちらの指示する仕様・構造でない場合、構造物・施設の引継をすることは出来ません。

協議事項例)

- 乗入を設ける場合 → 乗入を設ける位置、乗入の幅、乗入の舗装構成、側溝蓋版の仕様 など
- 側溝・暗渠整備の場合 → 側溝・暗渠のサイズ、底打ちの勾配、舗装復旧範囲及びその構成 など
- 街路樹支障移植（撤去の場合） → 撤去なのか移植なのか、移植の場合はその移植先